

経済レポート

利用状況から見えてくるEPAにおける今後の課題

～TPP頓挫後の日本のEPA戦略～

調査部 主任研究員 中田 一良

- 日本は、2016年6月に発効したモンゴルとのEPAに至るまで、15のEPAを締結している。しかしながら、日本との貿易規模がそれほど大きくない締結相手国が多いこともあり、日本のFTAカバー率（FTA/EPA締結相手国との貿易額が貿易総額に占める割合）は20%台前半であり、米国、韓国、中国と比較すると低い。
- 日本が締結したEPAにおける自由化率（関税を撤廃する品目割合）は、米国や韓国が締結したFTAと比較すると低い。これは、締結したEPAにおいて農林水産品を中心に関税を撤廃していない品目があるためである。もっとも、そうした品目を除けば、締結したEPAの下で、関税の引き下げは進んでいる。
- 日本が締結したEPAがどの程度活用されているかをみると、輸入面での利用割合は、米国と比較すると低く、引き上げ余地はあるものの、他の先進国と比較しても遜色ない水準といえる。品目別では、後発開発途上国向けの特別特惠関税制度が利用されて輸入されている衣類や皮革製品、関税率が低い重油などでは利用割合が低いものの、農林水産品や食料品などでは利用割合が高く、EPAによる関税引き下げのメリットが活用されていると考えられる。
- 輸出面では、タイ、インドネシア、インド向けにEPAが積極的に活用されており、日本の締結相手国先においても関税の引き下げは進んでいる。しかしながら、世界ではFTA/EPAが積極的に締結されており、関税面で日本だけが有利な立場に在るわけではない。EPAを締結することにより、海外需要を取り込んで輸出を伸ばすためには、締結相手国における自由化率だけでなく、関税の削減・撤廃ペースも重要になると考えられる。
- EPAの利用割合を企業規模別にみると、中小企業で低く、その理由の一つとして、EPAの制度や手続きを知らないといったことがあげられている。また、EPAを利用して輸出を行う上の問題点として、原産地証明等に関する事務的負担が指摘されている。企業の利用割合を引き上げるためには、中小企業を中心にEPAに関する情報提供を強化していくことが必要と考えられる。また、EPAはその性格上、原産地証明等に関する事務手続きは避けられないが、企業の負担が小さくなるような工夫も必要だろう。
- これまでに締結されたEPAは、輸入面では利用されているということができ、日本のFTAカバー率が高まれば、それに伴ってEPAの輸入面での効果が期待できる。もっとも、日本のFTAカバー率の上昇に寄与すると期待されていたTPPについては、米国ではTPPに反対姿勢を表明しているトランプ大統領が誕生することになり、発効が困難な状況である。TPPが発効しない場合、TPPに参加しているカナダ、ニュージーランドとは、TPPの合意内容をベースに、二国間交渉を進めることが選択肢の一つとなろう。
- 現在交渉を行っているRCEP（東アジア地域包括的経済連携）は、貿易の自由化の水準が低いものにとどまると見込まれているが、それでは企業に利用されない可能性がある。RCEPが、企業に幅広く利用されるためには、高い水準の貿易自由化を実現するとともに、広域をカバーするEPAの特徴を活かして、原産地規則をはじめ、企業にとって使い勝手がよいものとなることを目指して、日本がリーダーシップを発揮することが求められる。

1. はじめに

経済活動のグローバル化が進展する一方、世界全体での貿易自由化を進める世界貿易機関（World Trade Organization、WTO）でのドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界各国は自由貿易協定（Free Trade Agreement、FTA）を積極的に締結している。日本は、2002年にシンガポールとの間で経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）を初めて発効させて以降、2016年6月に発効したモンゴルとのEPAに至るまで、15のEPAを締結している。

政府は現在、2016年2月に署名した環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定の発効に向けた国内手続きを進めている。また、EUとのEPAは2016年末までの大筋合意を目指しているほか、ASEAN10か国に日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドが参加している東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP）の交渉を進めているところである。

本稿では、これまでに日本が締結したEPAの活用状況等について分析を行い、その結果をもとに今後、日本がEPA交渉を進めるにあたっての課題について検討する。

2. 日本が締結したEPAの特徴

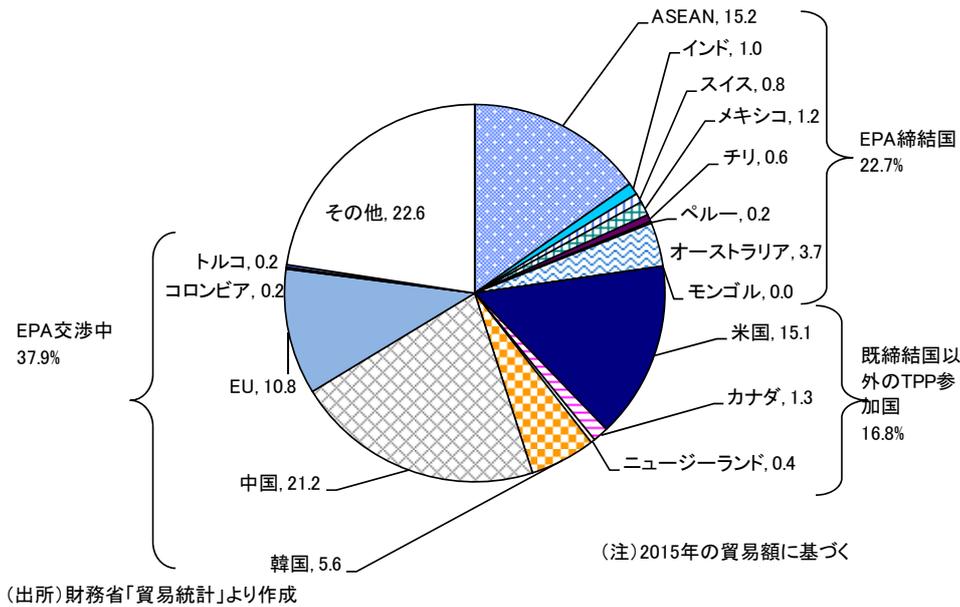
日本は、2002年にシンガポールとのEPAを発効させて以降、2000年代にEPAの締結を進めてきたが、締結相手国は、ASEAN各国や中南米において貿易自由化に積極的な国が中心であり、新興国が多い（図表1）。FTA締結国との貿易額が、貿易総額に占める割合はFTAカバー率と呼ばれるが、日本は、貿易額の規模がそれほど大きくない締結相手国が多いこともあり、FTAカバー率は20%台前半にとどまっている（図表2）。

図表1 日本のEPA締結相手国

EPA締結相手国・地域	発効時期	EPA締結相手国・地域	発効時期
シンガポール	2002年11月	フィリピン	2008年12月
メキシコ	2005年4月	スイス	2009年9月
マレーシア	2006年7月	ベトナム	2009年10月
チリ	2007年9月	インド	2011年8月
タイ	2007年11月	ペルー	2012年3月
インドネシア	2008年7月	オーストラリア	2015年1月
ブルネイ	2008年7月	モンゴル	2016年6月
ASEAN	2008年12月		

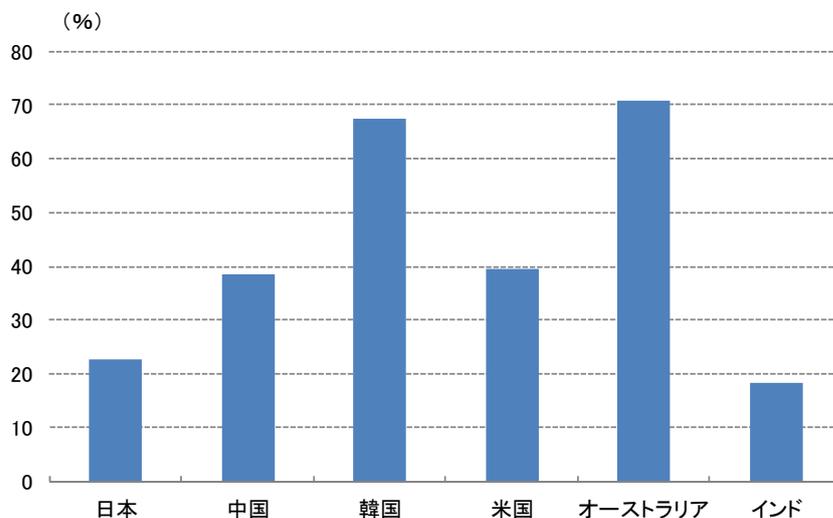
（注）日ASEAN EPAのうちインドネシアとは未発効
（出所）外務省ホームページより作成

図表2 日本の貿易相手国のシェアとEPA締結状況



F T Aカバー率をアジア・太平洋地域の他の主な国と比較すると、韓国は、米国、中国、E U、A S E A Nといった経済規模の大きな国・地域とF T Aを締結していることから、60%を超える高い水準となっている（図表3）。中国は、台湾、香港のほか、韓国、A S E A Nといった国・地域などとF T Aを締結しており、40%近くとなっている。日本は現時点では約20%台前半であり、中国や韓国と比較すると低い水準であるが、安倍政権は、2018年までに70%以上に引き上げることを目標としている。これは、T P Pのほか、現在、交渉を進めている日E U E P A、R C E Pが発効すれば達成できる水準である。

図表3 アジア・太平洋地域の主な国のF T Aカバー率

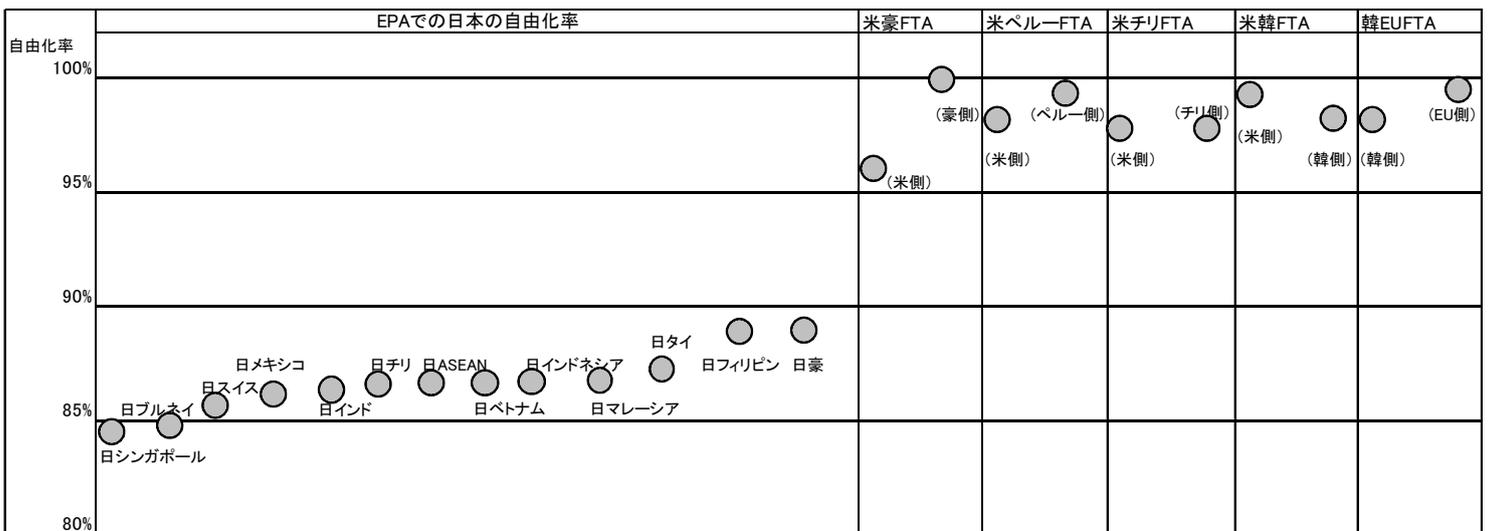


(出所) 財務省「貿易統計」、日本貿易振興機構(ジェトロ)「世界貿易投資報告書2016年版」、韓国税関サービスホームページより作成

次に、日本が締結したEPAでどの程度の関税撤廃が行われるかをみていく。FTA/EPAでは、必ずしもすべての品目の関税が撤廃されるわけではなく、締結されるFTA/EPAによって、関税が撤廃される品目数は異なる。関税が撤廃される品目が全体に占める割合は自由化率とよばれ、10年以内に撤廃される品目の割合が参照されることが多い。自由化率を算出にするにあたり、関税が撤廃される品目に関して、関税率表上の品目数を用いる場合と輸入金額を用いる場合があるが、品目数を用いて算出することが一般的である。

そこで、10年以内に関税が撤廃される品目数に基づく自由化率に注目してみよう。この中にはFTA/EPAにより関税が撤廃されることになった品目だけでなく、関税がすでに撤廃されている品目も含まれている。日本が締結したEPAでの自由化率をみると、最も高い場合でも90%程度であり、多くの場合は80%台にとどまっている¹ (図表4)。米国や韓国が締結したFTAの自由化率は95%以上であり、これらと比較すると、日本が締結したEPAの自由化率は低いことがわかる。

図表4. FTA/EPAでの自由化率の比較



(注) 品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したもの
 (出所) 内閣官房「包括的経済連携協定に関する検討状況」(2010年10月27日)、財務省資料から作成

このように日本の自由化率が低いのは、締結したEPAにおいて農林水産品を中心に関税を撤廃していない品目があるためである。日本の関税は、貿易及び関税に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade, GATT) における貿易自由化交渉などにより、引き下げられてきた。実行最恵国関税率 (MFN税率) の水準を、農産品、非農産品に分けてみると、農産品、特に酪農品などの関税率が高いことがわかる (図表5)。非農産品では、一般機械のように関税が撤廃されている品目がある一方、衣類や皮革・履物などでは関税がかけられており、中には関税率が高い品目もある。このほか、化学製品は、関税率の水準は高いわけではないが、無税品目が4割程度にとどまっている。

¹ 金額ベースでみると、いずれのEPAにおいても90%を超えている。

図表5. 品目別にみた日本の関税率

	関税率 (%)	無税品目の 割合(%)
農産品	12.9	36.5
非農産品	2.5	55.7
酪農品	69.1	9.1
果物、野菜、植物	9.3	19.4
砂糖、菓子類	19.0	9.5
魚介類、同調製品	5.7	3.2
化学製品	2.2	38.8
衣類	9.0	8.1
皮革・履物	8.9	54.1
一般機械	0.0	100.0
電気機器	0.1	97.8
輸送用機器	0.0	100.0
その他の製造品	1.2	75.7

(注)MFN関税率

(出所)WTO “World Tariff Profiles 2016”より作成

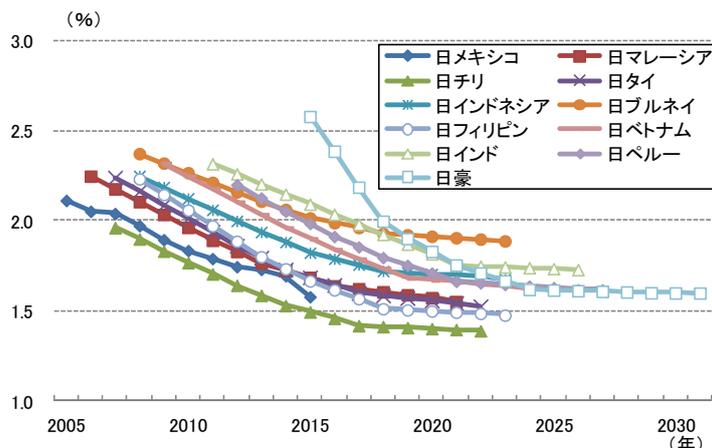
このように、日本は、農産品や衣類などについては、関税によって国産品を保護しようとしていると考えられる。関税による国産品の保護は、日本に限ったことではないが、日本は海外と比較すると、国土が狭く、山地が多いといった、農業を行ううえで不利な条件にあることから、関税によって国産品を保護しようとする姿勢は、EPAにおいても維持されてきたと考えられる。

それでも、日本は、たとえば、日タイEPA（JTEPA）では、えび、えびの調製品の関税を即時撤廃したほか、鶏肉・鶏肉の調製品の関税の削減を行っている。日ベトナムEPA（JVEPA）では、農林水産品の関税の削減・撤廃以外に、鉱工業製品ではほぼすべての品目について関税を即時撤廃したほか、日豪EPAでは牛肉の関税を段階的に引き下げることにしている。

図表6は、締結したEPAに基づく関税の引き下げ・撤廃により、締結相手国から輸入する品目に対する関税率がどのように推移してきたかを、従価税品目についてみたものである²。これによると、各EPAの発効後、関税は段階的に引き下げられていることがわかる。

² 農林水産品の中には、重量に基づいて課税される（従量税）品目があるが、ここでは従量税を対象外としているため、各EPAのもとでの全体の平均関税率を表しているわけではないことに注意が必要である。

図表6. EPAに基づく日本の関税の引き下げ状況



(注) 従量税は計算の対象外としているため、各EPAの平均関税率を表すものではない。
 (出所) WTO RTAデータベースより作成

3. 輸入面からみたEPAの利用状況

(1) EPA 特惠税率の適用対象

EPAが締結され、特定の品目の関税が削減・撤廃されることになったとしても、その品目を輸入する場合に自動的にEPA 特惠税率が適用されるわけではない。EPA 特惠税率の適用を受けるためには、輸入者が手続きを行う必要があり、さらに、輸入する品目が、そのEPAで定められている原産地規則を満たす必要がある。EPAは、締結相手国からの輸入品についてのみ関税を引き下げることから、その対象品目は、締結相手国において生産されたもの（原産品）と認められる必要があり、その基準となるのが原産地基準である。具体的には、関税番号変更基準、付加価値基準、加工工程基準がある。原産品とみなされる基準は、EPAや品目によってさまざまであり、例えば、衣類については、製糸段階から締結国内で行わないといけない場合もある。一般的には、農産品などは原産地基準を満たしやすいが、第三国から輸入した品目を原材料として、それにわずかな加工しか行っていない品目は原産地基準を満たすことは難しいと考えられる。

また、EPAとは別に、開発途上国の輸出の増加を図るため、開発途上国からの輸入品に対して、通常の税率よりも低い税率を適用する特惠関税制度がある³。農林水産品では一部の品目がその対象となっており、関税率は品目によって異なる。鉱工業品では一部の例外を除くすべての品目が対象であり、関税率は一部を除いて原則として無税である。日本のEPA締結相手国の中で特惠関税の適用対象となっているのは、インド、インドネシア、カンボジア、タイ、チリ、フィリピン、ベトナム、ペルー、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオスである。後発開発途上国からの輸入に関しては、ほぼすべての品目に対して無税とする特別特惠関税制度があり、日本のEPA締結相手国の中では、カンボジア、ミャンマー、ラオスが対象となっている。開発途上国（後発

³ 特惠関税制度の適用を受けるためには、輸入品の原産地が輸入元の国であることを証明する原産地証明書を、原則として輸入申告の際に提出する必要がある。

開発途上国を除く)に対する特惠関税は、その税率がEPA特惠税率よりも低い場合に適用可能である⁴。

このように、EPAが締結されても、無条件でEPA特惠税率が適用されるわけではなく、適用されるには輸入者が手続きを行うことが必要である。では、日本において、輸入を行う際にEPAはどの程度利用されているのだろうか。

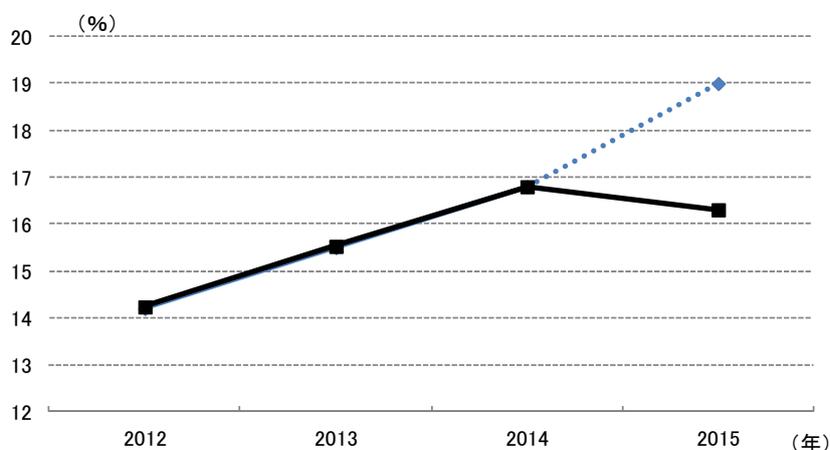
(2) 締結相手国別にみたEPAの利用割合

まず、EPA特惠税率を適用して輸入した金額の合計の動向を、データが利用できる2012年以降についてみてみよう。2012年から2015年までに発効したEPAは、2012年3月に発効した日ペルーEPAと2015年1月に発効した日豪EPAであり、EPAの締結数が増加していることを考慮する必要はあるものの、EPA特惠税率を適用して輸入した金額は、2012年の1.8兆円から2015年には3.1兆円に増加した。2015年の輸入額を2012年と比較するといずれのEPA締結国においてもEPA特惠税率適用輸入額は増加している。

次に、EPA特惠税率適用輸入額がEPA締結国からの輸入総額に占める割合をみると、2014年までは上昇傾向で推移したが、2015年にはやや低下した(図表7)。ただし、2015年1月に発効したばかりの日豪EPAを除いて、2014年までに発効したEPAのみを対象にすると2015年は、上昇しており、これまでの傾向は続いていると言える。

なお、EPA特惠税率適用輸入額が輸入総額に占める割合をEPA締結相手国別にみると、2015年ではベトナムの33.0%からブルネイの0.02%まで国によってばらつきがある。しかしながら、多くのEPAでこの割合は上昇する傾向がみられており、締結相手国別に2012年から2015年にかけてみると、例えば、ベトナムは10.5%ポイント、インドは8.9%ポイント上昇している。

図表7. EPA締結国からの輸入額におけるEPA特惠税率適用輸入額の割合



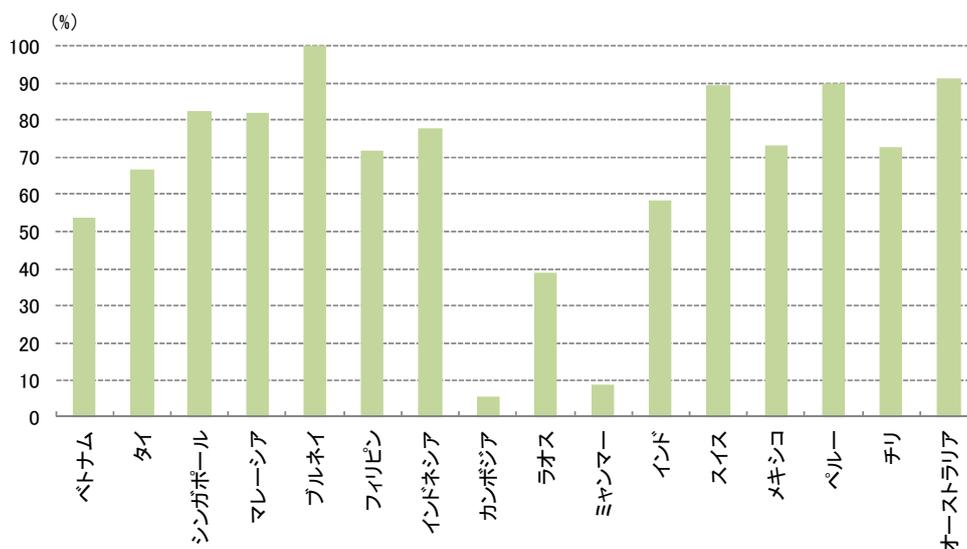
(注)点線は2015年1月に発効した日豪EPAを含まない場合
(出所)財務省「貿易統計」より作成

⁴ カンボジア、ミャンマー、ラオスについては、EPA特惠税率の水準にかかわらず、適用可能であるが、特惠関税制度における税率がEPA特惠税率を上回る場合には特惠関税制度を利用するメリットはないと思われる。

日本では、すでに述べたように非農産品、特に機械類についてはほとんどの品目で関税を撤廃しており、これらについてはEPAを用いて輸入する必要がない。また、EPA特惠税率がMFN税率と同水準以上の場合にもEPAを利用するメリットがない。したがって、本稿では、EPAの利用状況をみるにあたり、EPA締結国からの輸入に関して、輸入総額からMFN税率が無税となっている品目の輸入額とEPA特惠税率がMFN税率以上となっている品目の輸入額を引いた額で、EPA特惠税率適用輸入額を割ったものをEPA利用割合とみなすことにする⁵。

なお、EPA締結国からの輸入額のうちMFN税率が無税となっている品目の輸入額の割合を国別にみると、ブルネイはほぼ100%であり、ペルー、オーストラリア、スイスも高い（図表8）。これは、ブルネイ、オーストラリアからの輸入の多くを占める原油、石炭、天然ガス、ペルーからの輸入の多くを占める銅鉱の関税は、すでに無税となっているためである。スイスについては、輸入全体に占めるシェアが高い医療用品のほとんどの関税が無税であるためである。他方、カンボジア、ミャンマー、ラオスについては、非常に低くなっているが、これらの国からの輸入のほとんどは、MFNベースでは関税がかかっている衣類、履物、バッグ類であるためである。

図表8. MFN税率が無税となっている輸入額の輸入総額に対する割合

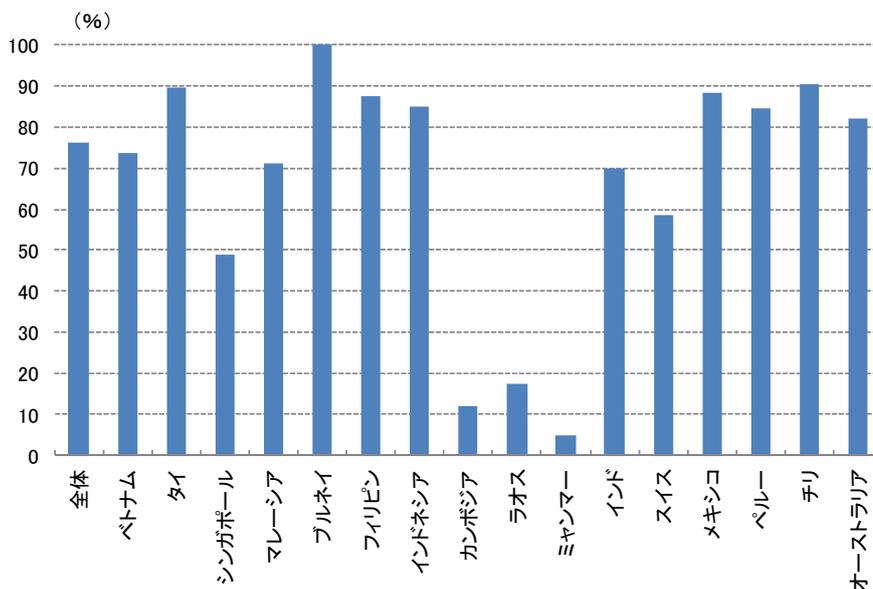


(出所)財務省「貿易統計」、WTO「Tariff Analysis Online」、日本関税協会「実行関税率表」より作成

日本の輸入について、EPAの利用割合をみると、全体では76.2%となっている（図表9）。締結相手国別にみると、ブルネイ、チリ、タイ、フィリピン、メキシコ、インドネシア、ペルー、オーストラリアなどは高い一方、ミャンマー、ラオス、カンボジアでは低く、スイスやシンガポールも比較的低い。

⁵ 特惠関税制度は、EPAとは別の制度であり、データの制約もあることから、ここではEPA利用割合には含めていない。なお、特惠関税適用輸入額については、国別かつ品目別といった詳細なデータが公表されていないが、特惠関税適用輸入額が輸入総額に占める割合（2014年度）を国別にみると、EPA締結国のうちデータが利用できる国では、後述するミャンマー、カンボジア、ラオスを除くと、インドネシア、ベトナム、インドとも0.2~0.3%と大きくない。

図表 9. 締結相手国別にみた E P A 利用割合



(出所)財務省「貿易統計」より作成

まず、E P Aの利用割合が高い国について、その要因をみると、基本的には、E P Aを利用するメリットがある品目の輸入額の中でシェアが高い品目で利用割合が高いことが指摘できる。たとえば、チリでは魚介類や飲料(ワイン)など、メキシコでは肉類や果物、家具など、ペルーでは果物、野菜など、フィリピンでは木材、野菜等、タイでは肉類の調製品やプラスチック製品など、オーストラリアでは牛肉などである。インドネシアでは、他の国と比較すると輸入が特定品目に集中する度合いが低い中で、全体的に利用割合が高い結果となっている。なお、ブルネイからの輸入額のほとんどは原油であり、無税となっているため、MFNベースで有税品目はごくわずかである。2015年は、有税品目である魚介類がE P Aを利用して輸入されたことから、利用割合は非常に高くなっている。

次に、E P Aの利用割合が低い国についてみてみよう。カンボジアとミャンマーは、特別特惠関税適用国であり、これらの国からの輸入品の中心である衣類、履物、バッグのうち、衣類と履物はE P A及び特別特惠関税では無税となっている。バッグの関税はE P A特惠税率では数%であるのに対して、特別特惠関税では無税である。カンボジア、ミャンマーからの特惠関税適用輸入額の動向をみると増加傾向にあり、2014年度は、カンボジアは614億円とカンボジアからの輸入全体の66.8%を占めている。同じく、ミャンマーは780億円であり、ミャンマーからの輸入全体の83.2%を占めている。こうした結果から、両国からの輸入では、E P Aではなく特別特惠関税による輸入が中心であり、そのために本稿で定義しているE P Aの利用割合が低いと考えられる。ラオスについても、特惠関税適用輸入金額が輸入全体に占める割合は38.2%と、カンボジア、ミャンマーと比較すると低いものの、高い水準であると言える。ラオスからの輸入についても、カンボジア、ミャンマーと同様の理由から、E P Aの利用割合が低くなっていると考えられる。なお、これらの国について、E P A特惠税率適用輸入額が輸入総額に占める割合をみると、振れを伴いながらも上昇傾向にあり、E P Aの利用が広がっていることが伺える。

スイスについては、MFNベースで有税品目である輸入金額におけるシェアが大きな化学製品、特に有機化学品でEPAの利用割合が低くなっている。スイスと同様に、インドも、シェアが大きな有機化学品で利用割合が低い。化学製品は、関税がかけられているとはいえ、MFN税率は最も高いものでも6.5%であり、多くの品目では5%以下であることから、EPAを利用することによるメリットは他の品目と比較すると大きくないと考えられる。さらには、業界関係者によると、EPAを利用する際の原産性を証明するための手続きに費用や時間がかかるといったことも、利用割合が低い背景にあるとみられる。

シンガポールについては、MFNベースで有税品目である輸入額においてシェアが高い鉱物性燃料製品（重油等）や化学製品で、EPAの利用割合が低水準にとどまっている。この背景には、シンガポールから輸入される品目のうち重油等は、日シンガポールEPAの税率がMFN税率よりも高いという逆転現象が生じていたこと⁶や、原産地規則を満たしていない可能性があると考えられる。マレーシアについても、シンガポールと同様に、シェアの大きな鉱物性燃料製品で利用割合が低い。

日本は、ASEAN加盟国のうちシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナムとは二国間でのEPAを締結しているほか、ASEAN全体とも日ASEAN EPA（AJCEP）を締結している（ただし、インドネシアとは未発効）。したがって、シンガポール、マレーシア、タイ、ブルネイ、フィリピン、ベトナムから輸入する際に、適用条件を満たしていれば、どちらの枠組みでも利用できる。これら6か国からの輸入について、二国間で締結されたEPAとAJCEPのどちらが利用されているかをみると、ベトナム以外の5か国からの輸入では二国間でのEPAによる輸入額のほうが大きい（図表10）。

これに対して、ベトナムからの輸入ではAJCEPによる輸入額のほうが大きくなっている。こうした背景には、ベトナムは他の5か国と異なり、JVEPAよりもAJCEPのほうが発効時期が早く、2015年時点の関税率を比較すると、AJCEPのほうが関税率が低い品目が多いことがあげられる。また、衣類関連のようにAJCEPとJVEPAで関税率に差がない場合でも、AJCEPのEPA特惠税率適用輸入額のほうが大きく、1年弱とはいえ、AJCEPのほうが早期に利用可能だったことも影響している可能性があると考えられる。

もっとも、ベトナム以外の他の5か国からの輸入においても、二国間でのEPAよりも発効時期が遅いAJCEPが活用されるようになってきている。特に、シンガポール、マレーシアでは二国間でのEPA特惠税率適用輸入額が頭打ちとなる一方、AJCEPのEPA特惠税率適用輸入額が増加しており、ベトナム以外の国からの輸入において、AJCEPが活用されるようになってきていることが伺える。

⁶ この逆転現象は2016年4月に解消されている。

図表 10. ASEAN諸国における二国間EPAとAJCEP

(単位:億円)

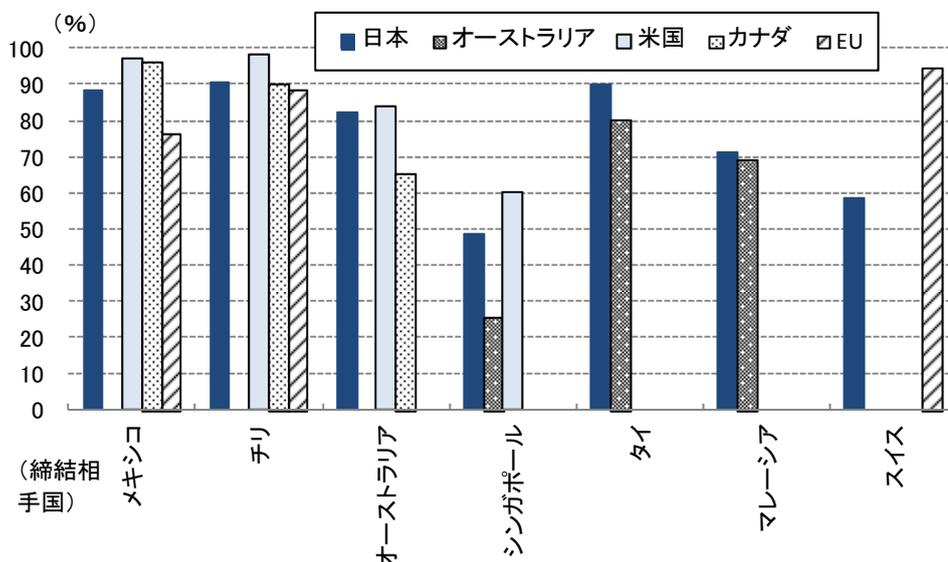
	ベトナム		タイ		シンガポール		マレーシア		ブルネイ		フィリピン	
	JVEPA	AJCEP	JTEPA	AJCEP	JSEPA	AJCEP	JMEPA	AJCEP	JBEP	AJCEP	JPEPA	AJCEP
2012年	622.8	2100.8	4857.3	40.4	341.9	79.0	1887.8	468.5	0.0	0.0	1757.9	0.1
2013年	861.0	2992.7	5526.6	88.0	370.6	104.9	1766.0	869.5	0.2	0.0	2179.6	12.5
2014年	1135.0	3711.8	6119.9	126.9	351.5	122.5	1941.0	1056.5	1.1	0.0	2376.5	41.5
2015年	1305.2	4748.3	6697.5	191.1	286.4	176.3	1886.4	1074.6	0.4	0.0	2516.1	57.8

(注)各国の左側の列は日本と締結した二国間のEPA

(出所)財務省「貿易統計」より作成

FTA/EPAの利用割合を、日本が締結している相手国別に他の先進国と比較すると、日本は、米国よりもやや低いものの、オーストラリアを上回っているといった傾向がみられる(図表 11)。また、いずれの国も、シンガポールとのFTA/EPAでは利用割合が低い傾向がみられており、シンガポールからの輸入品は各FTA/EPAで定められている原産地規則を満たすことが難しい品目が多い可能性があると考えられる。各国の貿易・関税構造や各FTA/EPAの発効時期などが異なるため、厳密な比較はできないことに留意する必要があるが、概して、日本のEPA利用割合は国際的にみて遜色ないと言えるが、米国の水準を考慮すると、利用割合を引き上げる余地はありそうである。

図表 11. FTA/EPA利用割合の国際比較(締結相手国別)



(注)日本以外は、Keck and Lendle (2012)による。

(出所)財務省「貿易統計」、Keck and Lendle (2012)より作成

(3) 品目別にみたEPAの利用割合

次に、品目別のEPA利用割合について、実行関税率表の分類に基づいてみていく(図表 12)。機械類などでは、MFN税率はほとんどの品目で無税であり、これらについてはEPAを活用するメリットはない。他方、農林水産品、皮革製品、繊維、衣類などはMFNベースで関税がかけられ

ているため、EPAを利用するメリットがあると考えられる。

図表 12 によると、EPAの利用割合が高い品目はパーム油などの油脂関係品目（第 3 部）、機械類及び電気機器等（第 16 部）、農林水産品（第 1 部、第 2 部）、プラスチック製品（第 7 部）などである。これらは、EPAによる関税の引き下げが、高い利用割合につながっていると考えられ、特に、農林水産品や油脂関係品目、調製食料品などではMFN税率が高いものが多いことから、EPAを利用するメリットは大きいと考えられる。なお、機械類については輸入のほとんどの品目のMFN税率が無税である中、2015 年については有税品目である巻線でEPAが活用されて輸入されたために高い利用割合となっているが、全体に占めるシェアは非常に小さい。

繊維及び繊維製品や靴や鞆などの皮革製品（第 12 部と第 8 部の一部と第 11 部）では、利用割合は高くないが、これは、主な輸入元であるカンボジア、ミャンマーからの輸入は特別特惠関税が適用されているためであると考えられる。

他の品目で利用割合が低い水準にとどまっているのは、輸送機器等（第 17 部）、鉱物性生産品（第 5 部）、武器等（第 19 部）、光学機器他（第 18 部）などであるが、鉱物性生産品を除けば、輸入シェアは非常に小さい⁷。鉱物性生産品は、輸入額の 97.6%がMFNベースで無税であるが、重油などには関税がかかっている。重油の現在のMFN税率は 249 円/klであり、AJCEPでは無税であるものの、EPA締結国の中で主な輸入元であるマレーシアとシンガポールからの輸入において利用割合が低くなっている。もっとも、MFN税率の 249 円/klは、シンガポール、マレーシアから輸入する重油の平均単価（2015 年時点）が 39,000 円/kl～48,000 円/klであることを考慮すると、実質的には 0.5～0.6%の関税率に相当し、税率の水準としては非常に低い。EPAを利用して輸入を行う際の手続きにかかるコストを考慮すると、EPAを利用するメリットが大きくないことが、低い利用割合の背景にあると考えられる。

⁷ 輸送機器等と光学機器他では、関税が撤廃されていない一部の品目（輸送機器等では戦車、光学機器他では携帯用時計のバンド等及びその部品）の輸入において、2015 年はEPAが利用されなかったことがその要因である。武器等では、輸入元のほとんどを占めるスイスからの輸入で利用割合が低い。

図表 12. 品目別にみたEPA利用割合（2015年）

（単位：％）

	MFN無税割合	EPA利用割合	構成比
第1部 動物及び動物性生産品	5.0	88.4	11.7
第2部 植物性生産品	51.3	91.0	5.5
第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用油脂並びに動物性又は植物性のろう	1.2	96.4	2.6
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	31.4	87.8	11.3
第5部 鉱物性生産品	97.6	12.1	4.6
第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品	64.3	73.6	9.8
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	41.2	90.7	11.3
第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	3.1	69.5	2.5
第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	44.2	94.0	6.3
第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	100.0	—	0.0
第11部 繊維用繊維及びその製品	2.7	60.4	22.2
第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	3.8	60.4	4.2
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	76.6	80.5	0.6
第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	79.9	76.4	1.1
第15部 卑金属及びその製品	83.7	84.9	3.2
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	99.9	92.6	0.1
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	99.8	0.0	0.0
第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	99.7	41.9	0.1
第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	0.0	31.7	0.0
第20部 雑品	66.6	88.7	2.9
第21部 美術品、収集品及びこつとう	100.0	—	0.0

（注1）MFN無税割合は金額ベース

（注2）第10部と第21部はMFNベースの関税率がすべてゼロであるため、EPA利用割合を算出していない

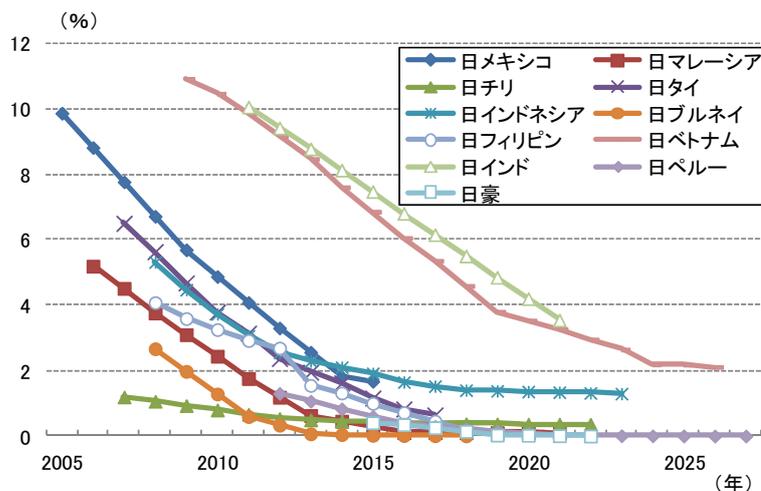
（注3）構成比はEPA特惠税率がMFN税率よりも低い品目の輸入金額合計に対するものであり、全体の輸入金額に対するものではない

（出所）財務省「貿易統計」、日本関税協会「実行関税率表」、WTO「Tariff Analysis Online」などから作成

4. 輸出面からみたEPAの利用状況

締結されたEPAに基づいて日本の関税が引き下げられているように、締結相手国においても関税は引き下げられている。日本の輸出品目に対する関税率について、締結相手国別の関税率の推移（従価税品目のみを対象）をみると、EPAが発効してから時間が経過するにつれて関税が引き下げられていることが確認できる（図表 13）。発効時期が他のEPAと比較すると最近であるベトナム、インドなどを除けば、多くの国において日本から輸入する際に課される関税率はかなり低い水準となっていることがわかる。

図表 13. 日本が締結したEPAの相手国の従量税以外の単純平均関税率



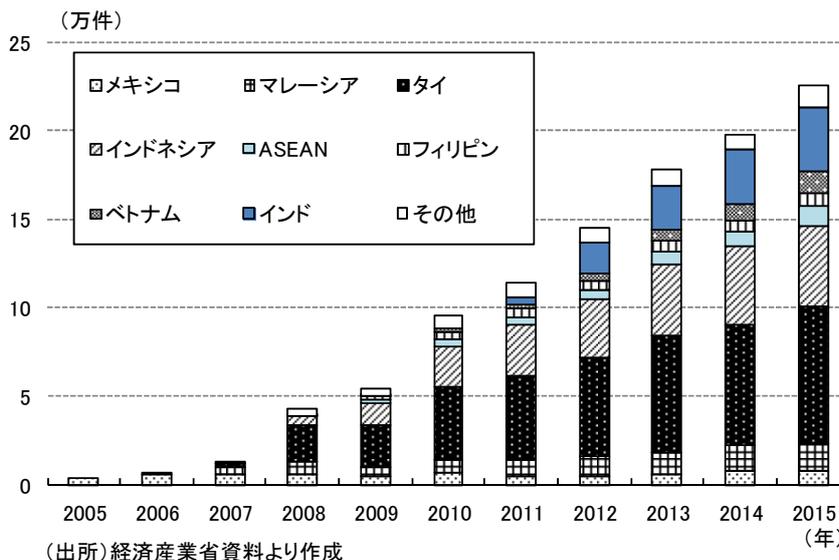
(注) 従量税は計算の対象外としているため、各EPAの平均関税率を表すものではない。
 (出所) WTO RTAデータベースより作成

こうした関税の引き下げは日本からの輸出の増加につながっているのだろうか。輸入とは異なり、日本の企業がEPAを利用してどの程度、輸出を行っているかは、日本の貿易統計からは把握することはできない。しかしながら、日本が締結しているEPAでは、原産地証明に関して、第三者証明制度が採用されており⁸、EPA締結相手国の企業がEPA特惠税率を適用して日本から輸入する場合、日本の商工会議所が第三者として発給する原産地証明が必要となる。したがって、原産地証明書の発行件数から、輸出面でのEPAの活用状況にある程度、把握することは可能である。

日本の企業がEPA締結国向けに輸出を行う際に発給された原産地証明書の件数は、締結相手国が増加していることもあり、全体としては増加傾向にある(図表 14)。締結相手国別にみると、タイ、インド、インドネシア向けで発給件数が多いうえに、増加も顕著である。特に、タイは、2015年時点で全体の発行件数の3分の1を占めており、日本からの輸出においてEPAが積極的に活用されていることが伺える。その他の国では、マレーシア、ベトナム向けでは、タイ、インド、インドネシアと比較すると発給件数は多くはないものの、増加傾向で推移している。また、国別の内訳を把握することはできないが、ASEAN全体(インドネシアとは未発効)も増加している。このように、アジア向けを中心にEPAを利用して輸出が行われている背景の一つには、現地の日本企業が日本から輸入する場合に、関税負担を軽減することがあると考えられる。

⁸ 日豪EPAでは、原産地証明に関して、後述する自己申告制度も採用されている。

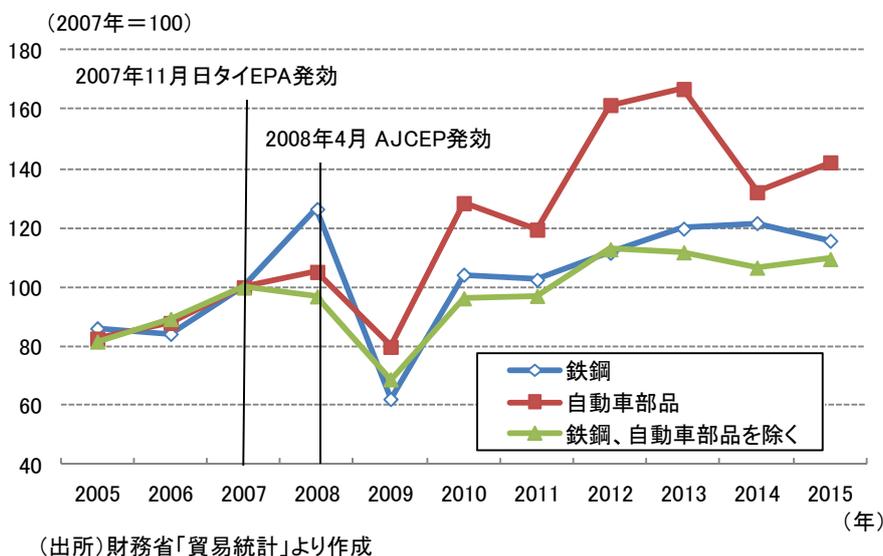
図表 14. E P A 別の原産地証明書の発給件数



ここで、日本の輸出企業が E P A を積極的に活用していると考えられるタイ向けの輸出についてみてみよう。日本とタイの間に発効している E P A は、2007 年 11 月に発効した J T E P A と 2008 年 4 月に発効した A J C E P がある。J T E P A において、タイは日本からの輸入品に対して、鉄鋼では発効時にタイの輸入額の約半分を即時撤廃（無税分を含む）し、発効から 10 年以内に関税を撤廃することになったほか、自動車や自動車部品についても関税の削減・撤廃が進められることとなった。その結果、タイの日本からの輸入総額の約 97% が無税となることとなった。

東 (2013) によると、タイの日本からの輸入において、E P A 特恵税率適用輸入額が大きい品目は、自動車部品や鉄鋼製品などである。そこで、日本のタイ向けの輸出金額の動向をみると、鉄鋼や自動車部品は、その他の品目と比較すると高い伸びを示しており、E P A の締結が輸出金額の増加の一因となっている可能性がある (図表 15)。

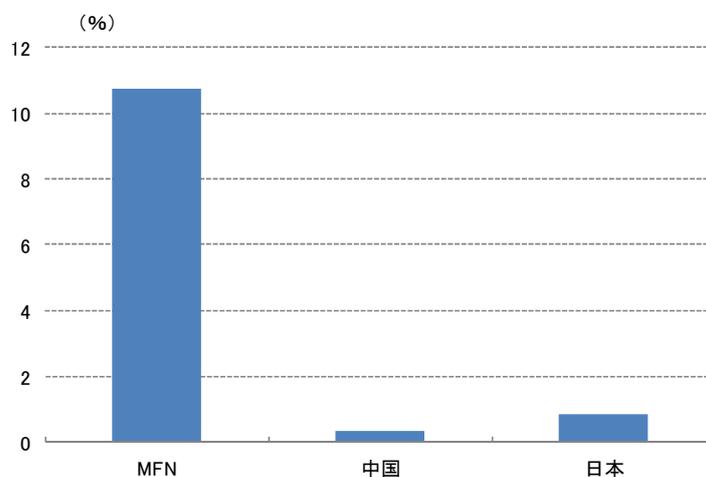
図表 15. 日本からタイ向けの品目別にみた輸出動向



もともと、タイは、日本以外に、オーストラリア、チリ、ペルーなどと二国間のF T Aを締結しているほか、A S E A Nの一員として、中国、インド、韓国とF T Aを締結している。中国とA S E A NとのF T Aは、2005年に関税の引き下げが開始され、ノーマルトラック（一般的な関税低減対象品）は2010年に関税が撤廃されるなど関税の引き下げが進んだ。こうした結果、タイが、日本や中国から輸入する際にかけているF T A・E P A特惠税率（従量税を除く）は、大きく引き下げられている（図表16）。

したがって、日本がE P Aを締結したとしても、その締結相手国が日本以外の国ともF T A/E P Aを締結している場合には、関税引き下げの恩恵を享受できるのは日本だけではないことになる。

図表 16. タイにおける関税率の水準



(注)2014年の関税率であり、従量税は計算の対象外としている。
(出所)UNCTAD “TRAINS”より作成

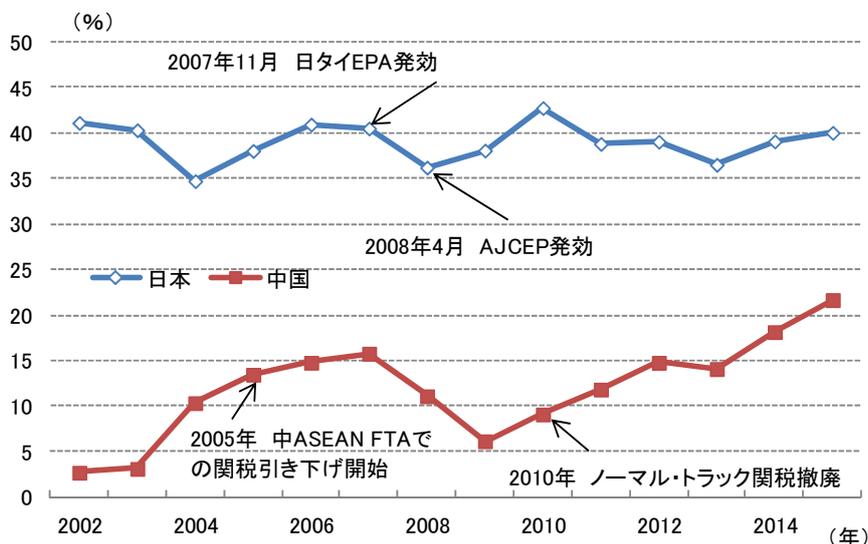
そこで、タイにおいて、日本と輸出競合国との相対的な関係をみるため、輸出競合国として中国をとりあげ、タイの輸入額に占める日本と中国のシェアの推移をみてみよう。ここでは、タイがJ T E P Aを利用して輸入している金額が大きな鉄鋼と自動車部品をとりあげる。鉄鋼では、日本のシェアは変動はあるものの、40%程度で推移している一方、中国のシェアは2008年から2009年にかけて低下したものの、その後は上昇している（図表17）。自動車部品では、日本のシェアは低下傾向にある一方、中国のシェアは水準は低いものの、2010年以降、上昇してきている（図表18）。シェアの変動の背景には、日本企業の現地生産の動向や価格競争力など、F T A/E P A以外のさまざまな要因が影響していることを考慮する必要はあるが、E P Aに基づくタイの関税撤廃に伴って、日本のシェアが上昇するという形にはなっていないとすることができる⁹。

タイにおける日本のシェアの動向は一例にすぎないものの、各国がF T A/E P Aを積極的に締結するようになっている中、関税面で有利に立って、海外需要を取り込もうとするならば、E P A締

⁹ 他方で、タイでの関税撤廃が行われていなければ、日本のシェアが低下していた可能性もあると考えられる。

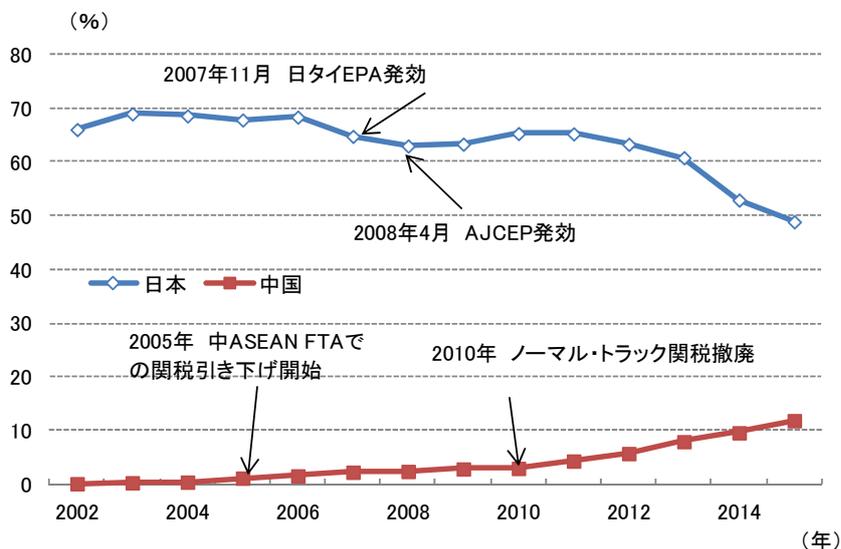
結国数を増加させていくことに加えて、交渉を通じて締結相手国に關稅引き下げを求めるうえで、早期の撤廢を求めていくことの重要性が増していると考えられる。

図表 17. タイの鉄鋼の輸入におけるシェアの推移



(出所)United Nations "Comtrade" より作成

図表 18. タイの自動車部品の輸入におけるシェアの推移



(出所)United Nations "Comtrade" より作成

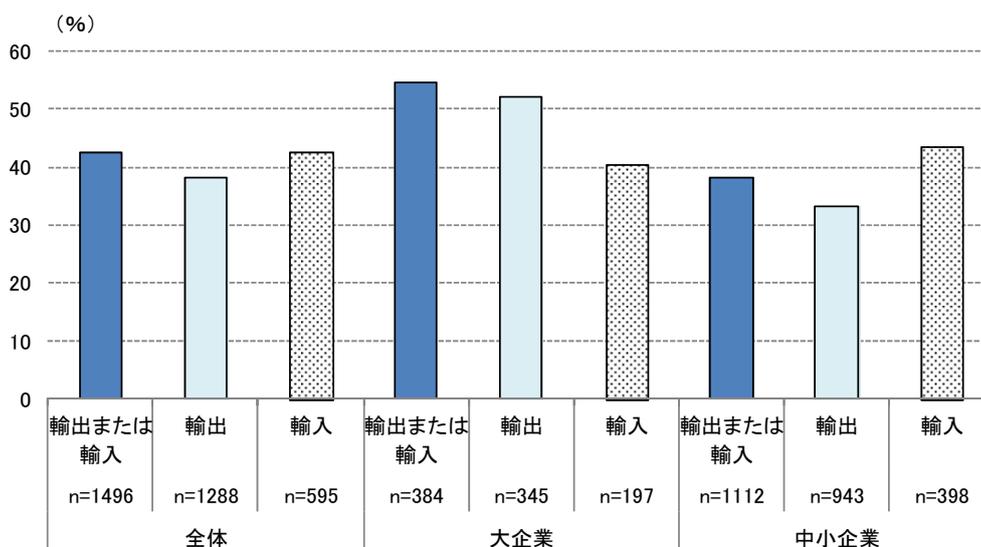
5. 企業のEPA利用状況

日本の政府がEPAを締結しても、EPAを実際に利用するのは企業であり、企業が利用しなければ、期待された効果は現れないことになる。そこで、企業のEPAの利用状況や利用上の問題点についてみてみよう。

日本貿易振興機構(ジェトロ)が、企業のEPAの利用状況についてアンケートを実施している。対象は、ジェトロの会員等で、日本とのEPAが発効している国・地域と貿易を行っている企業である。企業のEPAの利用状況は、全体(輸出または輸入)では42.4%であり、輸出と輸入に分けてみると、輸入のほうが高い(図表19)。企業規模別にみると、全体(輸出または輸入)の利用割合は、大企業は55%、中小企業は38%であり、大企業のほうが高い。

日本の貿易統計からは正確な動向が把握できない輸出におけるEPAの利用状況に関して、EPA締結国に輸出を行っている企業のうちEPAを利用している割合を国別にみると、最も高いのがタイで38.7%、次いでインドネシアが34.1%、メキシコが28.3%となっており、その他は20%台前半となっている国が多い。ペルーやチリについては、日本の輸出総額に占める割合が小さいこともあって、日本から輸出する場合に必要な原産地証明書の発給件数は多くはないものの、企業はEPAを活用していることが伺える。

図表 19. 企業におけるFTA/EPAの利用割合



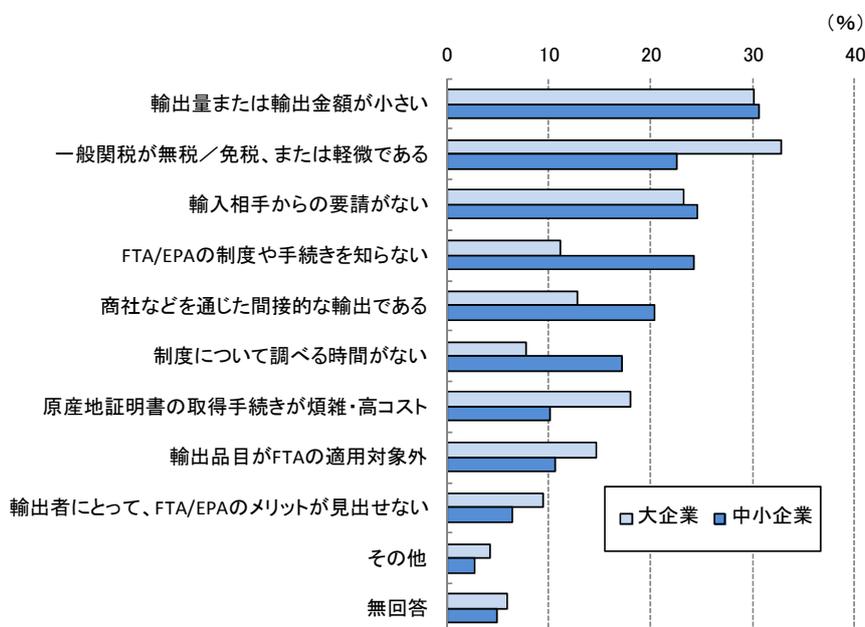
(出所)日本貿易振興機構(ジェトロ)「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

他方で、図表19は、EPA締結国と輸出または輸入を行っている企業においてEPAを活用していない企業が約6割存在することを示している。この中には、関税が無税であるため、EPAを利用する必要がない企業や、カンボジアやミャンマーからの輸入のようにEPAではなく、特別特恵関税制度を用いている企業も含まれていると考えられる。

そこで、企業がEPAを活用していない理由を企業規模別にみると、「輸出量または輸出金額が小さい」、「一般関税が無税/免税または軽微である」といった回答が企業規模を問わず多く、約3割となっている(図表20)。こうした中、大企業と比較すると多くの中小企業がEPAを活用していない理由としてあげているのが、「FTA/EPAの制度や手続きを知らない」、「制度について調べる時間がない」である。特に「FTA/EPAの制度や手続きを知らない」ことをEPAを利

用していない理由にあげた企業は、大企業では 11.2%に過ぎないのに対して、中小企業では 24.3%であり、中小企業が E P A を利用していない理由としてあげた中では 3 番目に多い。

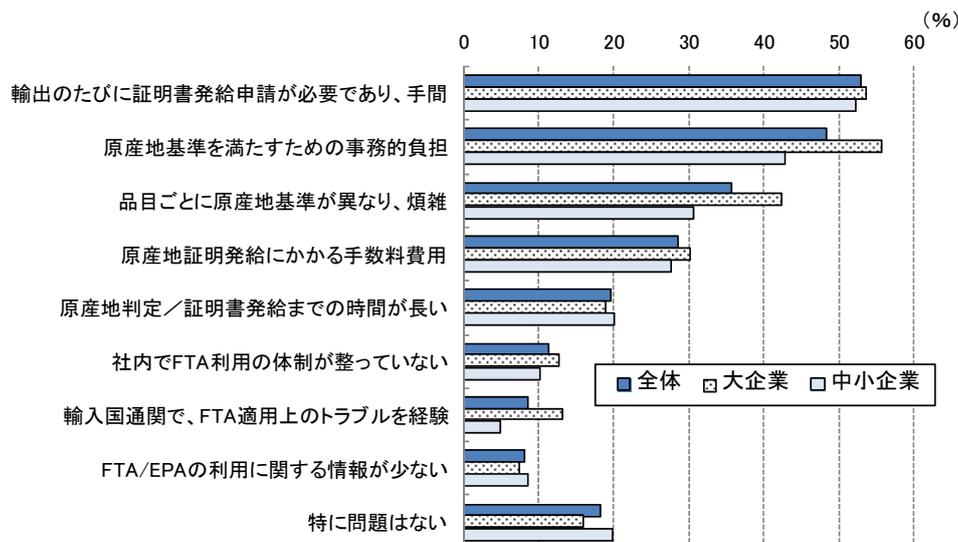
図表 20. F T A / E P A を利用していない理由



(出所)日本貿易振興機構(ジェトロ)「2014年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」より作成

次に、日本から輸出を行う場合に F T A を利用している企業が問題点として指摘した事項をみると、原産地基準に関する事務的負担などが多くあげられている (図表 21)。原産地基準は、ある E P A において品目によって異なるだけでなく、同じ品目でも E P A によって異なることもある。こうしたことが原産地基準にかかる事務手続きを煩雑にしている側面もあると推察される。また、中小企業よりも大企業で事務的負担等を指摘する割合が高いのは、大企業のほうがより多くの品目を輸出していることと関係していると考えられる。

図表 21. F T A / E P A を利用上の問題点



(出所)日本貿易振興機構(ジェトロ)「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」より作成

こうしたアンケート結果から、企業のEPAの利用割合については、制度に関する情報提供などを強化することにより、中小企業を中心に上昇させることが可能であると言える。また、EPAを利用するにあたっての問題点として指摘される原産地基準に関する事務的負担等については、特定の国・地域に対してのみ関税を引き下げるというFTA/EPAの性質上、やむを得ないものの、「原産地判定／証明書発給までの時間が長い」といった問題に対しては、日豪EPAのように自己申告制度を採用することで対応が可能であると考えられる¹⁰。自己申告制度とは、原産地証明に関して、米国、カナダ等が締結したFTA/EPAで用いられている制度であり、日本がこれまで導入していた「第三者証明制度」（日本では商工会議所が原産地証明書を発給）と比較すると、手続きにかかる時間と手間が省くことができるというメリットがあるとされている。EPAを利用するメリットよりも利用に伴う負担のほうが大きければ、企業はEPAを活用しないため、利用にあたっての企業の負担が小さくなるような工夫や視点も重要となる。

6. 今後の課題

これまでに政府が締結したEPAの輸入面における利用割合をみると、更なる引き上げ余地はあるものの、日本は他の先進国と比較すると、遜色ない水準であると言える。したがって、今後、EPA締結相手国数を拡大して、FTAカバー率を引き上げていけば、輸入面ではEPAの効果が期待できると考えられる。他方、輸出面では、EPA締結相手国で関税が引き下げられているとはいえ、日本の輸出競合国もFTA/EPAを締結しており、日本にとって関税面では必ずしも有利な状況とはなっていない可能性がある。輸出競合国よりも関税面で優位に立つには、締結相手国にお

¹⁰ このアンケートが実施されたのは2013年度であり、日豪EPAの発効前である。

いて輸出競争国よりも少しでも早く関税が撤廃されることが必要であり、今後締結するEPAにおいては、高い自由化率と同時に関税の削減・撤廃のペースも重要になる。

今年2月に署名が行われたTPPは、高い水準での貿易自由化を実現するメガFTAの一つであり、日本のFTAカバー率の引き上げに寄与すると期待されていた。しかしながら、TPPの発効の鍵を握る米国では、TPPに反対姿勢を表明しているトランプ大統領が誕生するため、TPPは発効が困難な状況になっている。

TPPが発効しない場合、日本は今後の対外経済戦略の見直しを迫られることになる。EPA締結国数の拡大に向けて、TPPが発効すれば、新たにEPAを締結することになっていたカナダとニュージーランドに対して、TPPの合意内容をベースとして、二国間でのEPA交渉を進めることが選択肢の一つとして考えられる。日本は、カナダとは2014年までは二国間交渉を行っており、カナダも日本との二国間のEPAの締結には前向きであると考えられる。TPPでの合意内容をそのまま二国間交渉に持ち込むことは難しいかもしれないが、それに近い形で二国間交渉がまとまれば、高い水準での貿易自由化を実現するEPAが締結されることが期待される。

また、日本は現在、日EU・EPA、RCEP交渉を進めており、日EU・EPAでは2016年中の大筋合意を目指している。両者は多数国が参加するメガFTAであり、EUは市場規模が大きい先進国の市場という特徴がある。また、RCEPは、ASEANに加えて、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの合計16か国が参加するEPAであり、交渉がまとまって発効に至れば、東アジアでサプライチェーンを構築している企業にとっては、メリットを享受できる可能性がある。

もともと、RCEPには、インドやASEANの後発開発途上国が参加していることから、貿易自由化の水準は低いものととどまる可能性がある。その場合、日本とASEANとの間には、すでに二国間でのEPA、AJCEPが存在していることもあり、RCEPが将来発効しても、関税の削減・撤廃という観点からは、日本とASEANとの貿易において利用するメリットは企業にとって小さいと考えられる。そうした中で、RCEPが、日本にとって初めてEPAを締結することになる中国、韓国などとの貿易のみならず、企業に幅広く利用されるには、高い水準の貿易自由化を実現するとともに、広域をカバーするEPAの特徴を活かして、原産地規則をはじめ、企業にとって使い勝手がよいものとなることを目指して、日本がリーダーシップを発揮することが求められる。

(参考文献)

浦田秀次郎・早川和伸 (2015) 「日本の輸入における経済連携協定の利用状況」、『貿易と関税』
2015年8月号、日本関税協会

高橋俊樹 (2016) 「東アジアの貿易におけるFTAの利用状況～利用できる品目が限られるAJCEPによる輸出～」、季刊『国際貿易と投資』Spring 2016 No. 103、国際貿易投資研究所

東茂樹 (2013) 「ASEAN中国FTA (ACFTA) と日タイEPA (JTEPA) の関税削減

効果」、『西南学院大学経済学論集』第48巻1・2号、西南学院大学学術研究所
Keck, A. and Lendle, A. (2012) ” New evidence on preference utilization” , Staff Working
Paper ESRD-2012-12, World Trade Organization

－ ご利用に際して －

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。